

2002

8月号

◇

401

広報

かわち

KOHO
KAWACHI



— 内 容 —

第2回定例議会一般質問	2～8
みんなで考えよう市町村合併③	9
建設リサイクル法が施行	10
シリーズ介護保険②⑩	11
支援費制度のごあんない	12
はじめまして在宅介護支援センターです！	13
まちのできごと	14～15
みんなの窓	16～17
ぼくのわたしの夢、俳句、短歌	18
町の歴史あれこれ	19
町民俗資料館見学、戸籍の窓	20

水の事故に備えて！

「もしも水の事故にあったら！」を想定し、着衣水泳の実習が行われました。

とっても泳ぎにくそう！でも、結構楽しそうでした。

(写真：生板小学校)

町議会定例会

一般質問

6月11日から14日にかけて開かれた
第2回定例会では、6件の一般質問が
ありました。その概要をお知らせします。



議会だより

暫定平行滑走路の航空機 騒音公害について

質問 暫定滑走路が4月18日に供用開始をされ、飛行コースは。

答弁 滑走路末端から9・24キロメートル利根川堤防排水機地区に直進、河内、新利根、江戸崎の南部付近で東方に向かうコースです。

質問 時には違うコースを飛行しているように見受けられる。現在、一日何便離着陸するのか、又、将来的には。

答弁 現在約100回前後です。最大では今の暫定滑走路ですと176回が限度、だそうです。

質問 騒音も将来的には大きくなる、騒音公害を受けるのは住民の方で、常に迷惑をしていると話している。河内独自の騒音測定場所、騒音値WECPNLは。

答弁 この暫定滑走路のために、下

加納につくられ、供用開始後7日間の平均騒音値は60・9WECPNLです。参考までに4月23日の騒音値は、中央公民館73・8、つつみ会館54・2、田川73・9、下加納60・7、新利根町72・2で、公団では新たな測定局をつくる計画はなく測定器の貸出しはしない。要望があれば職員立会いのもとで測定をするということとです。

質問 騒音値がまだ低いということで一安心をされていますが、やはり今後きちんと調べておかないと不安では。短期でも結構ですが河内での騒音測定をする考えは。

答弁 公団に対し、もっと拡大をして調査をお願いしたいと思っています。又、地域の方々が大変不安を持っていて、このことで皆さん方からも意見を聞いて説明会もしていきたいと考えております。空港も開港をして25年位になると思いますが、民防に

については当初20戸だけでしたが、公団と折衝をし、第1種騒音区域には入りませんが1億円の基金をつくり120戸追加をしていた。だき今年から140戸を4年間でいきます。今後とも公団、国土交通省等についていろいろと折衝をしながら、地域の皆さんが安心して暮らせるよう努力をしてまいりたいと思います。

質問 以前に運輸省、公団の職員が来庁し会議で暫定平行滑走路2500メートルについて説明があり、これからの航空機は離陸については滑走路が短くても上昇率がよく性能もよいということで利根川を越えることなく茨城県には迷惑をかけないという説明をされた記憶がありますが、それが現実と違い、計画が変更され800メートル利根川より移動、そのために金江津地区へ飛行され騒音があり本当に遺憾に思っている。町と公団の協議、内容、考えは。

答弁 公団に問い合わせをしました。が利根川上空で旋回できるような発表はしていないとのこと。こちらから懇談の中で要望がたのたのと思っております。

質問 平成12年8月公団の会議室で質疑があり、800メートル短くなつた。まだ供用されていない。そのとき職員の方が総合的にはつきりわからない。問題があれば、その都度対応していくという話があったが。

答弁 公団に確認をしています。滑走路が800メートルこちらへずれるので、利根川までの騒音のエリアが町へ800メートル入るのではという話はしました。旋回をするという説明はしていないという回答をいただいています。千葉県側で旋回をするということは不可能ということとです。

外国人の参政権について

質問 町には、住民登録をされた外国人は何人か。

答弁 平成13年12月31日現在96名、本年6月1日現在83名です。

質問 永住権資格を取得している方もいると思いますが、国別の人数は、そして永住登録権者にも2つの種類があると思いますが。

答弁 永住権者と言ひ、法務大臣等が認めたものが3名で、タイ2名、フィリピン1名です。特別永住者と言ひまして3名で、韓国2名、朝鮮1名です。

質問 地方分権一括法が施行され、そのなかで問題になってくるのが永住権者の参政権についてであります。参政権を認めている市町村があるかと思ひますが、考え方について。

答弁 自治体はありません。永住外国住民に投票権を付与するか否かについては専ら国の立法政策にかかわる問題で、当選挙管理委員会としては検討してございません。国に準じていかなければならぬだろうと思ひます。

財政問題について

質問 町の地方債の残高は、一般会

計、特別会計あわせて60億円になっており、以前財政再建の時代があり二度と同じ道を歩んではいけない。今の財政状況は。

答弁 12年度の決算状況では、経常収支比率が86%で13年度は多少上がる予想はしております。確かに経常収支比率は少し高いのですが、公債費比率、起債制限比率等を見ますと、県下でも下位の方ということで、この経常収支比率についてどのような方向で下げていくのがよいのか検討をしているところです。

質問 昭和55年の悪い事態の経常収支比率が88・7%、12年度決算では86%、これが13年度ではもつと上がり、又、一般会計と特別会計をあわせ、地方債が60億円を越えてきており、いろいろな問題が出てくるのでは。実際、市町村の経常収支比率は。

答弁 79%から80%が平均的なのかと思ひます。

質問 以前県地方課等との打合せでは75%ぐらいがよいとのこと、それを上回っておりこの辺は十分考えていたいただきたい。それから、10年、11年、12年の単年度収支が赤字になっているが。

答弁 繰越金、各種積立金が関係してまいります。今の時点では全く問題ないと考えています。

質問 町が加入している塵芥処理組

合の償還金が今年から始まり、2億4、5千万円あり、経常収支比率が高くなると自主財源の少ない町はどうするかという問題がある。財政力指数は。

答弁 3年間の平均で0・356、ぐらいです。

質問 国では財政力の弱った町村を力強くしようということで町村合併の話がでておりますが、財政問題が今後の町政運営にネックとなりますので今後の運営について。

答弁 町は、出先機関が多過ぎ、人件費等の負担が大きい。今後は少子高齢化の問題等を含めると、保育所、幼稚園、学校の統廃合等、抜本的な改革が必要です。また、保育所のバスの運転手代が安くなったのかと質問がありました。今度シルバー人材センターに委託をし、半額ぐらいになった。庁舎内電話交換もそうです。皆さんの雇用の場もできます。

経常経費も頭を痛めていますが、県は90%です。一番恐れているのは公債費です。今、公債費の経常経費の負担は、県においては17%で、町は84市町村中下から2番目の7・5%です。まだまだ住民に対する事業もしなければならぬ。一部事務組合の分担金も公平で公正な分担金について大変な激論をし、ずいぶん改正されました。今、国も大変な危機で、

入札の業者選定について

質問 町には選考委員会がありますか、構成は。

答弁 河内町建設工事請負業者選考委員会のメンバーですが、助役、総務課長、企画財政課長、建設課長、

13年度については交付税が8000万円位減されました。また、地方債については公共下水道、公園が非常に大きくなっています。今後とも細心の注意を払いながら、また、幼稚園、保育所は臨時職員が大半で、給食センターもパートをお願いし、時期がきたら民間に委託をするとか施策を考えていき、人件費も自然に減をしながらか検討をします。合併問題も一番大事なのは住民の声で、住民の皆さんを含めこの町をどうするのか、将来の展望を、私たちの世代ではなく、次の子供たち、孫の世代のことをしっかりと議論し考えていかなければならぬ。百年の大計を誤ってしまうと思ひます。500万円のコンサルタント料の議決をいただきまして、専門的な分野から分析をいただき、きちんとした提起をしていただきたいという考えでありますので今後とも苦言を呈していただいたり、審議を、そして建設的な意見もお聞かせ願ひたいと思ひます。

都市計画課長、産業課長、教育委員会学校教育課長で、助役が欠員で1名不足しています。

質問 指名業者は選考委員会で選考するわけですね。

答弁 町長から文書を受け選考委員会で選考をします。

質問 業者により、格付等級があるがランク別の金額を。

答弁 総合評点があり、県で決まりますがAランクが700点以上で1億円以上の工事、Bランクが600点以上で500万円以上1億円未満、Cランクが500点以上で300万円以上500万円未満、Dランクが400点以上で500万円以上3000万円未満、Eランクが400点未満で500万円未満の工事額ですが予想される額で分類をしていきます。

質問 Aランクの入札にはB、Cランクの方は指名を受けられない。B、C、Dのランクの入札には、Aランクの業者も指名を受けられるということですか。

答弁 仮に、工事がEランクで500万円未満だということだと全部が該当するということです。

質問 平成9年から13年までみますと、9、10年は町内業者の指名件数が多いようだ、11、12、13年度は町外業者が5割以上指名を受けてい

るようで、落札件数も多くなっている。町内業者がもう少し指名参加できないか選考委員会において町長に進言できないか。

答弁 可能です。ただ、発注しようとする件数が多い場合、当然、指名業者も重なり、多少数字が違う場合もあります。

質問 地場産業の育成からも進言をしていた。また、ふるさとかわち、直売所と地元農家のためいろいろ推進しており、町発注の仕事にももう少し町内業者をお願いしたい。

答弁 県、建設業協会、国から幅広く景気対策等を含め業者の選考をということで2、3年前から通達があります。それで、町内業者も、東、桜川、龍ヶ崎等で仕事をしています。町では優秀な仕事をしていただくよう業者の表彰規定を作り表彰しています。また、営業努力や、まじめな業者で技術力の上がる業者にしていきたいと思っています。以前は町内業者は5業者です。多いときは1業者が80%を超える仕事をしていました。今は、幅広く確か20社ぐらいは指名されているのではないかと思います。仕事もしていると思います。技術力、責任施工をお願いする意味から幅広く指名委員会でも重点にし、それが一番大事だと思います。でき

るだけ町内業者ができるものではないように各課で配慮していくことは十分わかっていただけていると思います。万遍なく公平な行政をしていると思っております。

質問 先程の格付の問題ですが、いつの格付ですか。

答弁 指名参加願いは2年に1回提出の扱いをしています。業者さんによつては毎年審査を受け、点数が変わる場合もあり点数を改正しています。

質問 今はAランクの上にSがあり改正された。

答弁 これらのランクは、町が発注する際の点数の割合で、指名選考委員会のなかでの格付けで一致しません。

質問 河内町の業者が他町村で仕事をもらえる業者は3社です。にもかかわらず多くの会社が起きている。以前の質問に対する答弁のなかで税金の払える業者を育成をしていきたいということですが。

答弁 3社ではなく、各社が営業努力をすべきで、私どもの町へくる会社、町内でもこない会社、一生懸命、営業努力をし、よい仕事をしていただく。また、ランク付の範囲に入らない業者もたくさんありますが以前から比べたら大変改善されているのは、全然指名されない人がたくさん

いたわけです。今は20社以上あると思います。しかし、ランクがない方には法的に発注できません。逐次できるものは町内業者にという基本的な考えはあります。そのなかには、優秀な技術、責任施工で安心しておまかせできるような実績のある企業にお願いせざるを得ないということ、選考委員会の皆さんも選んでいと思っています。また、会社さんが何回営業に来たか記し名刺も捨てずにお返しをし、来る人は大事にしています。

質問 当時は業者も少なかった。地元の業者にはそれなりの仕事をお願いしたい。これが我々の願いです。

社会がこういう情勢で、下請けをしている現状なので、もう少し考えて、これからの入札にも加味し、お願いしたいと思っています。

答弁 いろいろな業者はたくさんありますが、指名委員会では配慮をし、指名には全部いれていきます。そして、努力をしランクを上げればよいのですが。ただ、大きい大事な工事は技術力のある会社をお願いをすることもあります。

質問 わかりますが、ランクを上げるには実績をつくらないと。仕事を受注しなければならぬ。

答弁 難しいところです。

農家育成について

質問—株式会社ふるさとかわちの米部門について今年度の状況を。まず、町の農家戸数、水田面積、米総生産量、ふるさとかわち登録者数、今年度買入数量、販売済数量は。

答弁—農家戸数1537戸、水田面積1852ヘクタール、生産量は平均8・5俵とみた場合15万7420俵という数字でとらえています。ふるさとかわちについては会社の扱いなので会社に問い合わせということ、参考までに農家数が102戸です。職員との話のなかでは13年度4000俵を仕入れし、販売済3000俵近いということです。

質問—ふるさとかわちには約7%の農家が加入、買入数量は約2・5%ぐらいで、今後、この実績では量的に農家の育成が薄いような気がしますが。全農家の方を含め、どういう方向づけを考えていますか。

答弁—「農業の振興」では、前回も質問がありましたが、米を取り巻く環境が非常に厳しい情勢、の中ふるさとかわちには7%の加入かもしれないが、ブランドとしての米の価格、価値は全国的に有名になってきている。一般米としてもおいしいという評判のもとに大きな相乗効果は

あるだろうと思っています。ふるさとかわちへの加入も基準にマッチした人はだれでも入れます。直販センターもそうです。門戸を開いています。また、河内の農産物だけで賄えるという人もいますが、商売ですからよいものはよいもので販売をいかなければなりません。今度、県農業改革研究会の会員になりまして、その中には、各デパート、スーパー、太田市場さん等が会員となっていて、茨城農業をどうするか今議論をしています。町も県に言っていることは米のグレードを上げなければならぬ。河内町からそういった行政の発信をしていきたいと思って、日夜努力をしているわけです。

質問—直販センターの来客も9年度1250人、10年度2830人、11年度3448人、12年度3673人と確かな推移を見ているのはわかります。ともかくこの河内町の地場産業、基幹産業である農家を、いかに収益を上げて豊かにするかということが大きな問題であるという立場から質問をしたわけです。

答弁—一番大事なことは農業はこれから商売を覚えなければだめだというのが理念です。自分でつくり自分で値段をつけ売って稼ぐ。直販センターのお客の7割は町外です。生産者の名前が書いてあり、安心、安全

です。同じ漬物でも、お互い勉強をし、相乗効果を上げ、グレードアップになります。どうか近所の方にも声をかけていただきたいと思っています。これからも、農業は絶やしてはいけないということ、一生懸命努力をし、皆さん方が、豊かになりますように、そして、直販センターの売り上げが2億円を越えたら、もう1店舗ぐらい出したいと思っています。県の農業改革研究会でも横浜と東京に5店舗も出してほしいと提案をしています。これまで大変な苦勞をしこまでもってきて、今度は伊勢丹にも入ります。各デパートにも入り町のブランドとしてのグレードもかなり上がり、これに乗って一般米も農協、業者の方には高く買上げてはと。

質問—会社が順調で、農家が潤えばよいことです。直販センターについては、町が土地を借りて無償で貸し付けているので、当然町の生産者を増やし、利用してもらい、それが大きな目的だと思っています。例えば、周辺の土地を町が借りて生産団地をつくるとか、家庭菜園、観光農園にいろいろあると思いますが、そして、その方に助成をしていく、それが本

答弁—いろいろ毎年イベントも行い県内外からたくさん来ていただいています。それが町のPRです。そして、農村をこういうふうにつくりたいと検討をしています。今度は収穫祭を行います。まちおこしをしながらPRをしたい。確かにやりたいことはたくさんありますが、財政のこと、考えなければならぬ。大事なことは、皆さんの所得の向上を目指すことです。アイデアをたくさんだしてください。

質問—会社に職員が3名出向していますが、引き上げる考えがありますか。JA稲敷長竿支所の土地を会社で買い上げるという話を聞くが、厳しい時期でいかがなものか。

答弁—JAさんから話がありまして、現在賃貸料を年300万円支払っています。おかげさまで去年も黒字で、今年も黒字になる予定で、町からの育成資金も大幅にカットしました。そういうことで6月には契約できるとしています。全部で1800万円です。町から出向している3名ですが、1名は新採職員で研修をすることにしています。行政もこれからは企業採算を考えなければならぬ。そういうことでノウハウを、住民サービス、また、県庁にも、空港公団にも出向しています。これからの新しい時代の対応は難しいと思います。そういう考えのなかからですが、来年は1人減らそうかという思いもあります。これについての効果はかな

り大きく、これが人材育成だと思えます。

質問—(株)ふるさとかわちに対する損失補償は。

答弁—当初予算のなかで、平成14年度から15年度まで1億8000万円の限度額で計上されています。

町村合併について

質問—地方自治体の行財政危機を開すべき事務事業等、財政基盤の強化、見直しの必要性が考えられる。

地方分権一括法の制定により、総合的な行政能力を高め、潤いと豊かさを実感できる地域社会をつくるには、創意と工夫をこらし魅力ある地域づくりを住民が自主的に進めることであります。財政基盤の確立、職員の資質の向上、公共事業等の見直しが必要で、行財政基盤の確立とともに町村合併を推進する必要性があるわけです。大きく変わった生活圏にあわせてのまちづくり、多様な住民ニーズに対応するための行政能力、地方分権のメリットを生かす町村の総合的能力の向上、少子高齢化を支える人的、財政的基盤の向上等により、住民の身近な政治、個性豊かな、安心して暮らせる、男女共生の地域づくり等、住みやすい郷土づくりが表現されるわけで、諸政策実現のため、

め、町村合併は避けて通れない、住民に対し大事な施策の一つと思えます。平成10年12月県市町村合併推進要項が策定され、期限も平成17年3月31日の時限立法等であり、この件についての判断を。

答弁—5月20日の全員協議会のなかで、皆さんにご説明申し上げましたが、この時限立法というもののなかで、地方分権一括法で大きな欠陥が二つあると思います。地方にどのような権限が与えられるのか、国会議員、県議会議員の数はどうなるのか、合併によつて議員の皆さん、あるいは、首長はそういったものが明確にされない分権、2005年までに合併をしないといけないことですが、確かに合併をしなくてはならない。地方分権になったら、財政を集めて運営をしていくとなると、最低でも30万人あるいは50万人、100万都市の構想の中でやらなければ難しいのでは。例えば、行政は約半分は交付税により、交付税たよりの町村が一緒になくても、なかなか難しい問題もあり、慎重に取組んでいかなければならない。先般の議論の中で、なんとと言っても住民の考えが最優先すべきではないか。町としては、県が示してくれたパターンもあります。が、コンサルタント、専門家に見ていただき、また、町でもプロジェクト

トチームを作り、課長7人、その下に幹事会、課長補佐等、今、いろいろ資料等を集めております。

東町も独自で合併パターンを作っており、稲敷郡内もそれぞれに合併パターンを作っておりますが、この県内では、2005年までには出来ても3つぐらいだろうと思います。

藤代町と取手市は12年前からの合併のお話で、2年ちよつとの議論ではなかなか難しいが、方向性についてはきちんとして行きたい。国も2005年までの時限立法等の延長等もいま議論されているようです。ですから合併は、河内の将来の100年の大計だと思えます。我々の次の世代、孫の時代、その時代にどうかといわれるような事を軽々しく決められない考えで今着々と準備を進めています。

質問—時限立法も崩れる可能性があるということですが、総務大臣からの我々議会に対しての書簡の中には平成17年3月31日までは町村合併を是非してほしい、延びる可能性はないという話があります。延びる可能性もあるという考えで河内町の町村合併を推進していくのか。

答弁—期限内合併により補助金を目当てにして、町が間違つた方向にいったら大変なことになるということが一つの基本であります。国会等の論議の中では時限立法も今の推進状況では延ばさざるを得ないだろうという話が出ているという話をしていく訳です。合併については、将来の展望、展開をきちんと把握した上で皆さんに意見を聞いて、皆さんの考えを問うていきたいというのが持論です。これも相手のあることで、相手の状況はどうなのか、きちんと調査したい。時限立法にとらわれることなく、この町の将来が大事なことで、と思っています。

質問—県の方では2つのパターンが河内に示されており、龍ヶ崎市を中心、稲敷を中心にしたパターンがあります。

答弁—もつと大きなパターンも出ています。

質問—20万都市、30万都市あるいは50万都市。しかし、まず第1段階としては龍ヶ崎市を中心としたものと稲敷の6ヶ町村のパターンについての考えは。

答弁—基本的な考えは、合併して一体的な効果的な公共施設、多様で高度な行政サービス、住民の利便性、災害時の危機管理の機能、住民のサービス向上はどうなのか。行政側としてはこういったものをきちんと把握し、合併のパターンをつくっていくかなければならない。県が示した2つのパターンがありますが、きちんと

精査し、将来の進むべき方向が出たときに、期限内で出来れば急いでやります。案が出ないで内容も分からない、今は、すべてを含めて白紙でいろいろ検討していきたい。当然、皆さんの意向をきちんと反映した上でいろいろ一生懸命調査をし積み重ねていきたい。

質問—何事にも先を見越しながら、賢明な行政指導をしておりますが、余りにも低姿勢な、一歩退いたような考えではないか。この問題も12年の12月から出ており、その時点で合併の推進をしてしかるべきでなからうか。その様に感じております。今質問がありました、財政危機が到来するであろうと思います。交付税が年々8000万あるいは1億円と下げられて、町の運営は大変なことではなからうか。全体を踏まえての町村合併はどうしてもやり遂げなければならぬ段階ではないかと思えます。稲敷広域町村の懇話会には、加入させてくれなかったのですか、それともされなかったのですか。

答弁—私は合併には前向きです。しかし、合併して損するのならやらないほうが良いのです。町にすると、町民にアンケートで意見を聞きました。町民を優先するべきです。稲敷郡の懇話会は、参加しないのではないのです。合併については白紙

なので幅広い情報を集めたい。4月3日に、江戸崎衛生土木管内町村で、勉強会をしたいと河内にも参りました。勉強会ならば入れて頂きたいと話しましたが、その3日後、既に懇話会を立ち上げて、これから合併協定を結んでいきたいという進んだ中だったのです。この件については全協でも説明しています。

質問—大分前の質問にありましたが郡内のいろいろな施設を各町村お互いに利用しましょう。合併も急速に進展するだろうと、郡内首長さんたちとも協議をし対等的合併をと述べられています。その後、話は進んでいるとばかり我々は思う訳です。そして、それなりのお誘いしているのですが、しかし、龍ヶ崎志向なので、そういう話がありました。

答弁—基本的には、最低でも30万都市になる稲敷広域を含めた合併を視野に入れ龍ヶ崎市を含め広域行政での稲敷全体で合併を考えると、提案したのです。龍ヶ崎市を含めるパターンについては何回か話合いで、出来るかどうかという話もいろいろしましたが、そういう運びになっていなく、郡内では、施設の共同利用が出来ました。また、誘いがあつたという話はありません。ただ、考え方の相違があるだけです。この圏内に100万都市を作るべきではないか。

龍ヶ崎、取手、牛久、阿見を入れて出来る訳です。そうでないとメリツトは無いと思います。高齢化が進んでいます。これからの生活圏の問題を考えるとやはり、若い人が定住するのには農業では難しいのではないかと、そういう議論をしていくしかないと思うのです。そういう議論の中にある程度の明快な答えを出すのにはコンサルタントに依頼し、各町村から資料を集め無謀には出来ないというのが持論です。やはり、町民の意見を聞きながら、また、小学校4年生ぐらいになると自分の意志もありますから意見を聞いて一つの資料が出来たらきちんとしたい。それも期限内に資料も一生懸命つくり検討していきます。今、利根町ともお互いに交流して研究会をやりましょうと。新利根町も東町も独自の資料を作っています。ですから、この町が将来5年、10年、30年後にどうなるのか、後に残された人や子ども達が禍根を残すような合併はしたくないというのが私の信条です。慎重に検討しがんばっていますのでよく理解して下さい。

質問—この財政危機の中でこれから20万、30万都市、1回には出来ないと思うのです。第1段階、第2段階を踏みながらの合併ではないか。これは、第27次地方制度調査会の中で

地方自治体の権限の縮小、これによると近い将来は47都道府県を7、10程度の道州制にする。そのときに大きな合併がある。そのように考えています。第1段階としてやはり地域の隣接の町村との合併は、期限内にすべきだと考えています。緊迫している町財政もある程度潤してもらいます。綿密に話をし推進を図っていったらどうかと考えますが。

答弁—方向性はどうか。例えば、将来の展望、財政の確立が出来るのか、高齢化社会での財政の確立は難しい。ですから、町のキーポイントは、第2栄橋ができ、交通網も違ってくる。今度は、成田線、北総線と町は非常に開ける展望があります。稲敷には鉄道が無い。龍ヶ崎市には鉄道がきていますが、しかし、財政状況はどうなのか。河内町より大変だと思えます。河内の公債費比率は、県で下から2番目で、1番大事なのは公債費比率の問題です。多大に財政を圧迫してきます。経常経費等については改善する余地があります。そういう面で河内はまだ健全財政の中にあります町の抜本的な改革をしていけば、経常経費は削減できる見通しがあります。合併しなくてはならないという考えではなく、合併はするべきです。けれど、調査もしないで合併したら大変なことにな



会長
大野 幹雄氏

7月25日の農業委員会総会
において
会長に 大野幹雄氏
会長代理に 小更孝史氏
が選任されました

7月 町長の動き

- 1日(月) 庁議
- 2日(火) 町村会視察研修(～3日)
- 5日(金) 県庁技術普及室来庁
- 7日(日) 稲敷レディースゲートボール大会、県議会議員葉梨衛氏藍綬褒章受章祝賀会、青少年育成河内町民会議
- 8日(月) 職員自治研修講師、産業課会計検査、県南地方総合事務所長・企画振興室長来庁、稲広組合管理者会議
- 9日(火) 塵芥処理組合視察研修(～10日)
- 12日(金) 国民健康保険運営審議会、水質監視員会議
- 14日(日) 統計調査員研修(～15日)
- 15日(月) 衛生組合管理者会議
- 16日(火) 新利根町議会との交流会
- 17日(水) 町計画出荷推進協議会、水道運営審議会
- 19日(金) 入札、町交通対策協議会、中学生海外視察研修結団式
- 22日(月) 交通街頭キャンペーン、町たばこ販売組合総会
- 23日(火) 交通街頭キャンペーン、稲敷台畑地域の農業振興を考える研修会、いばらき農業改革研究会
- 25日(木) 交通街頭キャンペーン、ヤクルト販売幟車椅子寄贈の為来庁
- 26日(金) 竜ヶ崎地方精神障害者後援会長来庁、沖縄県上原清善氏来庁、建設業者表彰状贈呈式
- 29日(月) 郡議員大会
- 30日(火) 経営生産対策推進会議、稲広組合臨時議会、広域消防検討委員会
- 31日(水) 塵芥処理組合管理者会議、新利根川沿岸地区基幹水利施設管理強化推進委員会総会、江戸崎土地改良事務所来庁

ります。慎重に検討しパターンが決まれば強力に推進してまいります。この間、東町より町の概要をいただきたいとの要望があり、東町もいろいろと調査をしていると思うのです。将来の展望をどこの首長さんも真剣に考えています。私は、合併大賛成です。

質問—少しテンポがのろいような感じがします。合併に関しての挨拶は今年度になってからと思います。合併する気があるのか無いのか我々は考えている訳です。

答弁—そのようなことはありません。合併については以前から話しています。

質問—今年度になってから前向きな発言は分かります。もう少し早く資料を集め合併に対しての広報掲載案などもありますけれども早めにやっていただきたいと思います。職員の中で合併研究会が発足しましたが、どの辺まで進行していますか。

答弁—合併に関しての事務局は企画財政課になっております。名称は河内町市町村合併事務研究会で6月6日発足をさせて頂きました。構成につきましては、収入役、教育長、各課長等です。その中に、幹事会等を置き専門的に内容を検討します。また、各課長だけではなく、課長補佐、係長の意見が大事だろうと、分科会

も設置する予定です。内容としては、合併をめぐる動向、現状の把握、情報交換、資料収集、効果、問題点の検討、その他必要な事項で早急に検討を進めていく予定です。6月には幹事会も開催します。

質問—コンサルタントの調査依頼は9月になっていきます。早急に依頼し調査結果を早めに提示していただきたい。

答弁—コンサルタント等についても優秀な業者を選定し出来るだけ早い時期にお願いし、方向性、町内の研究会の中で検討し、また、町の中で合併を考える会とか広く町民からも募集しながら進めていきたい。いま、

各界各層の意見も聞きながら諮問機関というようなものも検討しているところでございます。



議会だより

みんなで考えよう市町村合併③

～市町村合併検討調査～

前回7月号では、市町村合併の背景や必要性を紹介しました。

それらを踏まえ、今後の町の方向性を示していくためには、合併そのものを目的として議論するのではなく、まちづくりの将来ビジョンや合併の効果などを十分に考えたうえで合併の必要性を検討することが重要です。

そこで今年度は、「河内町市町村合併検討調査」を行い、今後の合併論議の参考として提示することになりました。

今回は、「合併検討調査」とはどのようなものかを紹介します。



調査の視点

合併を議論する材料としては、一般的にいわれているメリットやデメリットのほかに、より具体的で分かりやすい指標や地域の将来ビジョンが必要になります。

このような視点から、いくつかの市町村の組み合わせによる経費削減などの定量的評価や地域イメージの検討を行います。

定量的評価とは

この調査に当たり、周辺市町村の概況と特性及び広域的にみた位置付けなどを把握するため、基礎的なデータを収集し、各市町村の行財政の現況を項目別に整理します。

次にそれらを類似団体や全国水準などと比較、分析するとともに、各市町村が抱える政策課題などを地域全体の課題として捉え直し、対応策を検討します。

以上の結果を含め、市町村の組み合わせごとに、人口、面積または経済の規模や、財政指標、職員数などから合併の効果を推計します。

将来ビジョン

推計結果を踏まえ、各市町村の土地利用や開発プロジェクトなどから合併後はどのようなまちづくりができるのか、合併により期待できそうな「新しいまち」のイメージを市町村の組み合わせごとに検討するとともに、それぞれを比較し、総合的な評価を行います。

また、調査と併せて住民アンケートを行い、地域に対する意識などを把握し、最終的に分かりやすい形でみなさんに公表できるようにします。



建築工事の実施にあたっては

分別とリサイクル が必要です。

5月30日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が施行され、分別解体等及び再資源化等が義務付けられます。

Q、この法律はなぜ制定されたのですか？
(法律制定の背景)

A、建設工事現場からの建設廃棄物は、年間約8500万トン（東京ドームの約50杯分）も発生しており、全産業で発生しているゴミの約2割、家庭ゴミの約1・5倍もの量になっています。また、産業廃棄物の不法投棄量の約6割を建設廃棄物が占めています。さらに、産業廃棄物の最終処分場は残存容量がなくなっており、残余年数は全国で3・7年、首都圏では1・2年分しかありません。このため、建設廃棄物を分別しながら解体し、これをリサイクルすることが義務付けられました。

Q、この法律で何が義務付けられたのですか？

A、建設リサイクル法は、一定規模以上の工事（表）をする場合、コンクリート、廃木材、アスファルトの3種類については工事現場で分別解体等し、再資源化等することが義務付けられます。

・分別解体等とは、「分別解体+新築工事等で木材やコンクリートの建築廃棄物を分別して施工すること」をいいます。

家や建物を壊した廃材をできるだけ再資源化し、ゴミを減らそうという法律が5月末から施行されました。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」です。この法律の施行により建設工事の実施にあたっては**分別解体**と**再資源化**（**リサイクル**）が義務付けられます。

・再資源化等とは、「再資源化（再使用+再生利用）+縮減（例えば廃木材については、現場からのもっとも近い再資源化施設までの距離が50キロメートルを超える場合などは、焼却施設において焼却し廃棄物の容量を減少させることなど）」をいいます。

【表】

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	工事請負金額 1億円以上
その他の工作物 に関する工事 (土木工事等)	工事請負金額 500万円 以上

Q、私たち施主（発注者）は、何をすべきですか？

A、施主（発注者）は次のような役割が求められます。

①計画の届出
分別解体等の計画内容について元請業者からきちんと説明を聞いた上

で、工事着手7日前までに計画の「届出書」を県知事（受付窓口：県南地方総合事務所建築指導課まで）に提出してください。

②工事を行う業者の選定

A：分別解体等の計画作成がきちんとできる業者を選定することが重要です。

イ：解体工事は、建設業許可業者が解体工事登録業者のどちらかに工事を発注しなければなりません。

③分別解体等の費用の明記
契約する際は分別解体等の費用を明記し、その費用をきちんと支払って下さい。

④完了報告書の確認

工事完了時は、元請業者から再資源化等の完了報告を受け、リサイクルされたか確認して下さい。

※その他、建物を修繕しながら使うことで建物の寿命を延ばし、解体する際の廃棄物の排出を抑制することや、建てる前から解体するときの事を想定して、リサイクルしやすい構造や材料の選定を設計者・建設業者等と一緒に考えて下さい。

◆問合せ先・受付窓口◆

県南地方総合事務所建築指導課
〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26
☎0298-22-8511（代）

シリーズ 介護保険 パート20

■ 介護保険で福祉用具がレンタル・購入できます

**要介護認定・
要支援認定を
受けた方が対象です**

介護サービス計画
(ケアプラン)において必要とされる
福祉用具が貸与(一部購入)されます。

標準的な既製品の中から
選択されます

※車いすなどの一部の福祉用具には個人
にあわせて調整できるものもあります。
事前に介護支援専門員等にご相談くだ
さい。

■購入の対象種目

腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具
簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分

■貸与(レンタル)の対象種目

車いす 車いすの付属品 特殊寝台 特殊寝
台の付属品 じょく瘡(床ずれ)予防用具 体
位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行
補助つえ 痴呆性老人徘徊感知器 移動用リ
フト(つり具の部分を除く)

■介護保険の対象となる福祉用具のうち

車いす 歩行器 歩行補助つえ

は身体障害者福祉法でも補装具として給付されます。

**身体障害者手帳を
持っている方が対象です**

身体障害者更生相談所等の判定によ
り必要があると判断された場合には車
いすなどが補装具として給付されます。



障害の状況により既製品を給付する場合
と個別に製作されたものを給付する場合
があります。

■お問合せ先

介護保険制度……保険年金課(内線163)
補装具給付制度…住 民 課(内線186)

■ どちらの制度を利用するの? ■

車 い す
歩 行 器
歩行補助つえ

標準的な既製品でよい場合

介護保険の
保険給付

更生相談所等により障害者の身体
状況等に合わせて個別に製作する
ことが必要と判断された場合

補装具と
して給付

上の品目以外
の補装具

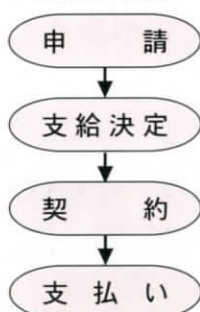
支援費制度のごあんない

■支援費制度について

これまで障害者福祉サービスについては、役場がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定する「措置制度」により行われていましたが、平成15年4月からは、障害のある方みずからがサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶことによりサービスを受ける「支援費制度」に変わります。

■申請の手続きからサービスを受けるまで

支援費制度のもとで、サービスを利用するには、「支援費」を受けるための申請を住民課福祉係に行います。



障害のある方又は障害のあるお子さんの保護者が、申請をします。申請の受付は平成14年10月から住民課福祉係にて始まります。

申請をすると障害担当職員が訪問し、利用者の障害の状態、介護者の状況、他のサービスの利用状況等を聞き取り調査し、支援費支給の審査・決定をします。

支援費の支給決定を受けたら茨城県指定の事業者・施設と利用者が契約を結びサービスを利用します。

サービスを利用した本人及び扶養義務者は指定事業者・施設に対し負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払います。

【支援費制度の全体像】



■対象となるサービス

	在宅サービス	施設サービス
身体障害者	身体障害者居宅介護等（ホームヘルプサービス） 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所（ショートステイ）	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設（入所・通所）
知的障害者	知的障害者居宅介護等（ホームヘルプサービス） 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所（ショートステイ） 知的障害者地域生活援助（グループホーム）	知的障害者更生施設（入所・通所） 知的障害者授産施設（入所・通所） 知的障害者通勤寮 国立コロニー
障害児	児童居宅介護等（ホームヘルプサービス） 児童デイサービス 児童短期入所（ショートステイ）	（注）障害児の施設サービスについては、これまでどおり「措置制度」により行われます。

ホームヘルプサービスは、ホームヘルパーが、家事や外出時の介護など日常生活の支援を行うサービスです。
デイサービスは、デイサービスセンターに通って、入浴や食事、その他様々な活動や訓練を行うサービスです。
ショートステイは、施設などで、障害のある方を一時的にお預かりするサービスです。日帰りも可能です。
グループホームは、地域において共同で生活する、知的障害のある方の日常生活を援助するサービスです。
更生施設は、施設に入所又は通所して、自立した生活を送れるよう訓練を行う施設です。
療護施設は、施設に入所して、治療や日常生活の援助を受ける施設です。
授産施設は、施設に入所又は通所して、生活の指導を受けたり、職業の訓練を行う施設です。
通勤寮は、働いている知的障害のある方が、寮から職場に通勤し、独立自活のための訓練を行う施設です。

はじめまして！河内町在宅介護支援センターです。



担当者の鈴木さん

在宅介護支援センターって？

河内町の委託を受けて、在宅介護に関する相談に24時間応じています。

介護保険や福祉サービスの受け方から、関係機関との連絡なども行い、福祉用具の展示、使用方法などの説明も行っています。

事務所は特別養護老人ホームあじさい苑内にあります。介護についてお悩みの方はお気軽にお電話下さい。

◆問合せ先 河内町在宅介護支援センターあじさい苑 ☎84-0312
☎84-0311 (休日・夜間)

施設利用についてのお知らせ！

平成14年9月1日～12月中旬まで、空調機能改修工事により西共同利用施設は一切利用ができなくなります。

○教育相談室は、工事期間中は場所を河内第一幼稚園に移し業務を行います。

教育相談につきましては ☎84-3589 をご利用ください。

○児童クラブは、中央公民館管理棟に移動になります。



改修工事が行われる西共同利用施設

高校3年生の皆さんへ

自衛官募集要項

募集種目		防衛大学校学生 (男子・女子)	防衛医科大学校学生 (男子・女子)	看護学生 (男子・女子)
受付期間		推薦 9月5日～9日 一般 9月12日～10月11日	9月12日～10月11日	9月12日～10月11日
応募資格		高卒(見込含) 21歳未満	高卒(見込含) 21歳未満	高卒(見込含) 24歳未満
試験 期 日	1次試験	推薦 9月22日・23日 一般 11月9日・10日	11月2日・3日	10月22日
	2次試験	一般 12月10日～13日の 間の指定する1日	12月4日～6日の 間の指定する日	11月22日～23日の 間の指定する1日
合格発表		推薦 11月7日 一般 15年2月13日	15年2月13日	15年1月15日
■連絡先 龍ヶ崎事務所 ☎64-3351 ホームページ http://www.net-ibaraki.ne.jp/ibaplo/				

まちのぞきぐぐ

身近な出来事や地元の話題をおよそくください。

連絡先・秘書広聴課

☎ 84-2111 (内線103)

全国から感謝状4千枚超！

～沖縄の上原さん来庁！～



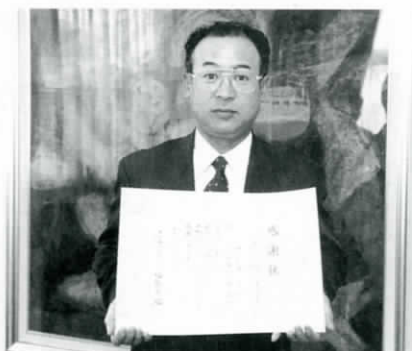
7月26日、全国に図書・教育教材や寄附金を贈り続けている沖縄県沖縄市の上原清善さん(写真右)が来庁し、教育委員会にさとうきび1000キログラム、町に20万円を寄附されました。

上原さんは、太平洋戦争時、戦友約150人と共にフィリピンに出兵し、幸にも、現地の人に助けられ、わずか3人の生還者の1人となりました。このことがきっかけとなり、戦争で生き残れた感謝と恩返しにと、1979年(昭和54年)国内外への寄贈をはじめました。

中でも、本土の子どもになじみの薄いさとうきびや、平和を訴える図書を教育教材として、また、健康・教育・平和造り資金として自ら全国の市町村を訪れ寄附金等を投げつけています。

上原さんは、「寄贈先の子どもたちからのお礼の手紙を読むことが楽しみ。」と語りますが、このことによつて、贈られた感謝状はこれまでに4千枚を超えており、今後も善意の灯火を絶やすことなく続けて行くとのこと。

青少年の更生等に対し貢献



法務省東京矯正管区長より感謝状

区長より感謝状

7月3日、河内町青少年相談員連絡協議会会長である家富秀一氏に法務省東京矯正管区長より感謝状が贈呈されました。

これは、長年に渡る茨城農芸学院(牛久市)への慰問を通し、少年の更生等の矯正処遇に対する深い理解とたゆまぬ支援が認められたもので、7月の『第52回社会を明るくする運動強調月間』に際しその功績が認められ、このほど表彰されたものです。

リボンアートの挑戦



子どもチャレンジスクール

7月13日、子どもチャレンジスクールが開催されました。今回は、講師に龍ヶ崎市在住の上田洋子先生を招き『リボンアート』で、本物そっくりのニンニク作りにチャレンジしました。ちびっ子達は、リボンを張り合わせるボンンドで手をべたべたにしながらかも、先生に「最後まで作ってお家に持ち帰りましょうネッ！」と励まされながら、次第にコツを掴み、約2時間で2個のニンニクを完成させました。

きれいな町に住みたいね



「空き缶等回収大作戦」

7月14日、『太陽と水と緑の美しい町づくり』をキャッチフレーズに町内全域で空き缶等回収大作戦が実施されました。当日、町内各地で回収された空き缶等ゴミは4・5トン！いつまでたつても減らない空き缶のポイ捨て……。美しい自然環境を守り、限られた資源を有効に活用することはわたしたちの責務です。一人ひとりが自然環境へのやさしい心遣いを持ちたいものです。

地域で青少年の育成を



「ひまわりほ場」を整備

8月3日、河内町規模拡大農家協議会において、田川地先のほ場に、青少年に、土に慣れ親しみ、農業について理解や関心を得てもらうと、10000㎡のひまわりほ場の整備を行いました。このひまわりですが、台風の影響で生育が遅れ、背丈が充分に成長しなかったため迷路は中止になりましたが、花は8月いっぱい見られるとのこと。ぜひ訪れてみて下さい。

第35回河内町消防ポンプ操法競技大会開催

8月4日、水と緑のふれあい公園多目的グラウンドにおいて第35回河内町消防ポンプ操法競技大会が開催されました。例年、秋に行われている大会ですが、今年は、真夏の開催となったこともあり、各分団選手は、猛烈な暑さの中で大汗を流しながら気迫のこもった操法を披露しました。

審査の結果、自動車ポンプの部は第2分団が、小型動力ポンプの部は第4分団が優勝しました。大会の結果は次のとおりです。



小型ポンプの部優勝の第4分団



自動車ポンプの部優勝の第2分団

大会の結果

★自動車ポンプの部

優勝 第2分団
準優勝 第5分団

★小型ポンプの部

優勝 第4分団
準優勝 第8分団
第3位 第13分団
第4位 第9分団
第5位 第11分団

※10月5日（土）『第52回稲敷地区消防ポンプ操法競技大会』（桜川村会場）が開催されます。

スポーツ大会結果

河内町綱引き大会

7月14日（日）

農業者トレーニングセンター

男子の部

優勝 第4分館
準優勝 第3分館
第3位 第5分館

女子の部

優勝 スーパーレディース
準優勝 第1分館
第3位 第2分館

夏季ママさんバレーボール大会

7月27日（土）

農業者トレーニングセンター

優勝 生板ドルフィンズ
準優勝 アタック源
第3位 スカイリバー



ガイド

役 場 ⑧4 2 1 1 1

FAX ⑧4 4 3 5 7

水 道 課 ⑧4 2 3 6 1

つつみ会館 ⑧6 3 7 4 0

保健センター ⑧4 4 4 8 6

学校教育課 ⑧4 3 3 2 2

生涯学習課 ⑧4 2 8 4 3

(中央公民館)

給食センター ⑧4 2 8 4 5

福祉センター ⑧4 3 6 9 9

みんなの窓



お知らせ

生活

パートタイマーのための の労働相談

パートタイムで働いている方、これから働こうとしている方のご相談をお待ちしています。

■日時 毎月第4水曜日

午前10時～午後3時

(平成15年2月まで)

■場所 取手パートサテライト

(都合の良い時間においてください。)

住所 取手市取手2-11-26

ICHI B Aビル1F

TEL 0297-72-8609

■問合せ先

財団法人21世紀職業財団 茨

城事務所

TEL 029-226-2413

8月の納税

- ◆ 町 県 民 税 2 期 ◆
- ◆ 国民健康保険税 3 期 ◆
- ◆ 介 護 保 険 料 3 期 ◆

徴収日は9月2日です。

精神障害者の家族のた めの学習会のお知らせ

家族や身近な人が心の病気になったとき、家族や友人はどのように支えていけばよいのでしょうか。専門家や協力者から知識を得るとともに、精神障害者にとって少しでもよりよい回復がはぐくめるような対応や環境づくりをこの機会に一緒に考えてみませんか。

■日時・内容

▼第1回 9月13日(金)

テーマ「統合失調症(精神分裂病の新名称)の基礎知識を身につけましょう」

▼第2回 10月28日(月)

テーマ「家族が心の病の人とつき合う方法」

▼第3回 11月14日(木)

テーマ「統合失調症の治療」

▼第4回 12月12日(木)

テーマ「こんなとき、どんなふうに対応していますか?」

講師：みやぎホスピタル精神科医師 星野恵則 先生

(※いずれも午後1時30分～参加費は無料です。)

■場所 江戸崎町保健センター

■申込方法 開催10日前までに左記まで申込み下さい。

■申込み先 竜ヶ崎保健所保健指導課

TEL 62-2367

9月は障害者雇用促進

月間です

障害者の方々が社会経済活動に参加し、働く喜びや生きがいを見出していく社会の実現が求められています。働くこととしても就職先がなかなか見つからないのが現状です。そこで、厚生労働省茨城労働局・ハローワークと茨城県では、一人でも多くの方が働けるよう、就職面接会を開催します。

就職面接会は、障害者と事業主の方々が一堂に会し、相手方式で行います。

■期日 9月27日(金)

■場所 土浦京成ホテル

(土浦市川口2-13-21)

■受付時間 午後0時30分～

■開催時間 午後1時30分～

午後3時30分まで

■申込み先

就職を希望される障害者の方及び参加を希望される事業主の方は、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へお申し込み下さい。(当日、会場での求人・求職の受付、相談も行います。)

■問合せ先

最寄りのハローワーク又は厚生労働省茨城労働局職業対策課

TEL 029-224-6219

龍ヶ崎市コミュニティ

バス運行のお知らせ

7月1日から龍ヶ崎市において、コミュニティバスの運行が開始され、河内町の一部を通過するに当たり、生板地区の妙行寺前にバス停留所が設置されました。

運賃は大人・子供ともに100円です。

ただし、未就学児は無料で、

テーマ『心の生涯教育』

■日時

9月12日(木) 午後6時～7時

■問合せ先

TEL 87-3561

講師 池田 修氏

■場所

新利根町中山3912 (株)オクド

鈴木まで

休 日 診 療 医 当 番

◇江戸崎地区

【9月】

1日 鈴木クリニック 0298-92-3640
 8日 本橋医院 0298-92-2308
 15日 古橋医院 0299-78-3770
 16日 ゆはらクリニック 0298-94-2002
 22日 江戸崎病院 0298-94-2611
 23日 坂本耳鼻咽喉科医院 0298-92-2627
 29日 角崎クリニック 0297-87-6030

◇龍ヶ崎地区

*上段が内科、下段が外科です。

【9月】

1日 吉澤胃腸科医院 66-0977
 いしかわクリニック 62-0378
 8日 兼子内科循環器科 64-3105
 竜ヶ崎医院 62-0550
 15日 秋山診療所 64-1651
 牛尾病院 66-6111
 16日 根本医院 62-3155
 青木医院 64-3131
 22日 村井内科小児科医院 62-3380
 菊地整形外科 64-6111
 23日 若松内科胃腸科医院 64-0533
 斎藤クリニック 64-3527
 29日 野上小児科医院 65-3375
 みやおか外科整形成形科 62-3761

*診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。



善意の寄付

福祉まつり模範店
 33,911円
 福祉まつりボランティア
 20,000円
 篠塚かね氏
 20,000円
 厚田 氏
 2,500円

社会福祉協議会へ

■問合せ先 役場企画財政課企画係
 TEL 84-2111

■二級ボイラー技士免許試験の受験資格が取得できる講習です。

■日時 10月3日(木)～4日(金) 午前9時～午後5時
 ・実技 10月5日(土) 6日(日) 11日(金) 12日(土)のうち1日

※会場については左記に問い合せ下さい

■費用 11,200円
 (受講料・テキスト代)

■受付日 9月18日(水)～19日(木) 持参又は現金書留

■申込み先 日本ボイラー協会茨城支部
 TEL 029-225-6185
 FAX 029-225-6509

※申込書は電話かFAX連絡により各人に送付されます。

9月20日～26日までは動物愛護週間です

この週間は広く国民の間に動物の愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めていく事を目的としています。

○動物を飼うときは、習性を良く理解し、終生責任を持つて飼いましよう。

○人と動物との調和のとれた豊かな環境作りに心がけましよう。

○動物をいたわり、小さな命を大切にましよう。

講演会

税理士会から講演会のお知らせ

税理士会では納税者の皆様とコミュニケーションをはかるため、NHK「生活笑百科」等でおなじみの『三瀬 顕氏(俗称：みせけん)』を講師に迎え講演会を開催します。

■日時 9月20日(金)
 開場 午後1時30分
 開演 午後2時

■会場 土浦市民会館大ホール(入場無料・手話通訳有)

■問合せ先 関東信越税理士会
 土浦支部・竜ヶ崎支部
 TEL 0298-245055
 TEL 0297-838266

9月のゴミ収集カレンダー							
資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日(白色トレイ)			
A地区	3, 17	C地区	10, 24	A地区	14	C地区	28
B地区	4, 18	D地区	11, 25	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				プラスチックごみ収集日			
全地区	毎週月曜日と金曜日			全地区	毎週木曜日		
粗大ごみの予約収集日				9月中の予約 → 10月5日			
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155、156							

心配ごと相談所

・9月2日(月) 午前10時～正午
 ・9月17日(水)

◇会場 公民館第2分館
 ◇問合せ先 社会福祉協議会 ☎ 84-2830

ごみ等の投棄禁止 ごみを投棄すると、処罰されます
 『みんなの町、みんなできれいに』

講演会のお知らせ (無料 軽食付)

長竿保育所

ぼくの わたしの

夢



いしやま りゅうた
石山 龍汰くん
会社社長



まき た とも や
牧田 誠也くん
レーサー



しのも と りょう た
篠本 諒太くん
おもちゃ屋さん



くわばら ふな
桑原 史奈ちゃん
ケーキ屋さん



おか の たつ き
岡野 龍輝くん
石屋さん



みやもと はるか
宮本 遥ちゃん
お花屋さん



俳句

かわち俳句会

琉金や踊り子の裾かろやかに

杉原利代

いささかに照れてはのぼの臍の汗

田中白茅

焦せるほど成らぬ一句や合款の花

橋爪かん

やすらぎは晩年にあり百合句ふ

川口ふく

どう活け見ても傾く百合の花

田中康夫

青紫蘇に器も替えて冷奴

大塚一重

出目金よどこからみても可愛いね

斧崎キヨ子

美しく年重ねたし青田風

田沼和子

水槽のお化け蘭鐺乱舞せり

津根としお

汗のシャツ脱いで西日を仰ぎ見る

石塚たかよし

枇杷の寒の滴る色となりけり

吉田四郎

夏のれん微かに風を掴みけり

大野志げ子

白百合や蒔絵の基盤床の間に

山田幸夫

厚着してまた薄着して己が梅雨

諸岡勇

夏草や人は見えねど鎌の音

鴻野たけ

今日もまたいい汗流しウォーキング

若泉栄治

百合の香やこけしの眉はそれぞれに

遠藤正雄

他人事と思えぬ事故や梅雨寒し

飯島ヨシノ

手踊りや汗の稽古の寒たり

大森つや

道問へば手で汗拭ふ農婦哉

根本たけし

青鯖の腸うつくしく捌きけり

飯塚まさよし

短歌

かわち短歌会

敵戦車に自爆の訓練受けてゐし演習場は死の教室なりき
果たし得ず逝きたる兄の碑の成りて曾孫二人除幕の綱引く
筑波山が見えし村道を嫁ぎ来る母の姿を幻に見ん
人の性顔に出でしを見とめけり八十路を過ぎし余裕の笑顔
あじさい苑知人訪ねる吾のそば銃後の花嫁兵士寄り来る
還暦が悩むことからはじまると思いもしなき過ぎし日思ふ
一病も二つ病もあるわれを伴侶に選びしあなたの不幸
人生の終わりにほしき青春よ庭の南天白々と咲く

(生板)

青木保 久松浩洋 青野清一 山口かげ郎 山田マサエ 斧崎キヨ子 庄司登千子 郡玉翠

町の歴史 あれこれ

(83)

町史編さん囑託員 鈴木 久

新組の琴平祇園

姿消していく祇園祭

子どもたちにとって楽しみ
の祇園祭は天王様とも呼ばれ、かつては町内各地区で行われていましたが少子化にともない次第に姿を消していきました。長竿の祇園については以前紹介しました。片巻や田川ではかたちを変えて行われていますし、金江津では下総町の助崎祇園に「もらい祇園」といつて子どものある家ではお参りに行くそうです。今回は七月六日の遠下の琴平神社の祇園祭を紹介します。

琴平神社のこと

祇園祭はもとともと京都の八坂神社、素戔鳴尊の祭で、イ

ンドの祇園精舎の守護神牛頭天王と素戔鳴尊の信仰が習合し、疫病退散の神として、天王様、祇園と呼ばれて全国に広まったものですが、八坂神社に限らず土地の神社と結びついていきました。

遠下の琴平神社は、平安初期の天長年間四国の本宮から祭神を迎えたと伝えられ、本殿正面には「金毘羅大権現」の額が掲げられています。しかし祭神は金山彦命となつて

います。金毘羅大権現は「航海安全、雨乞い、疫病退散」の神様ですが、金山彦命は鉾山の神、剣・鏡・鋤・鍬などの鍛冶を守護する神です。

金比羅沼のそばに建つこの社が灌漑・治水とともに農具に関するご利益をもたらすとの信仰によるのでしょうか。



神社の前で神輿の準備

初めは遠下の鈴木治右衛門家（当主世志郎氏）の氏神であつたものが、保村（上・下）・高を含めた源清田の重要な地域の信仰に広がり、新組として祇園祭が行われるようになったといえます。

木製の神輿

琴平祇園については、保村下の宮本連樹さんから詳しくお話をうかがいました。以前は七月九日から宵祇園、本祇園、上り祇園の三が日でしたが、現在は土日を利用し、今年は六日、保村上が当番です。

午後一時から本殿前で準備が始まります。江戸時代から伝えられてきた松材の宝塔型の重い神輿が、大人用、子供用二台引き出され、担ぎ棒に太い麻縄でしっかりと結わえ付けられ、頂きに提灯、周り



神社を出る子どもの神輿

は造花で飾られます。大人用の神輿は高さ八〇センチ、笠屋根の一边が七二センチ、厚さ三〇センチの台座は一边が九〇センチ、それに前後左右長い方で一五五センチの担ぎ棒がつきますから、かなりの重量になります。

この木製の神輿は長竿の祇園でも「ぼつかじり」といつて、明治三年に現在の神輿を新調する以前には、担ついだそうです。田川の水神宮にも同じ型の神輿が残されています。この地方特有の素朴な神輿で「喧嘩神輿」といつて、激しくぶつけ合い奪い合った所もあつたそうです。

神輿と山車が四地区練り歩く



神輿と山車

準備が出来上がる頃には子どもたち五十人ばかり集まってきました。お母さんたちが

用意した飲み物や食べ物が楽しみです。三時に秋山神主の御神体納めとお祓いがあつて、四時に中学三年生らが担ぐ子どもの神輿が出発し、竹の杵に杉の葉と造花で飾つたりヤカルの山車が太鼓を鳴らし、子どもたちがあとに続きます。

昭和四〇年頃までは神輿は御神酒をつぐ前祓いとお札を配る後祓いを付けて各戸に入り接待をうけたそうですが、現在では通りを歩き、保村の宇賀神社、高集会所、保村下・遠下農村集落センター、まきや商店、さらに保村上集会所とまわり、荒井さん宅で終了となります。大人の神輿は一時間ほどおくらせてかけ声勇ましく四地区を廻ります。一戸一戸廻った時代は深夜に及んだそうです。



宇賀神社前で大人の神輿

戸籍の窓

7月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
れ 玲 奈	大 野 良 和	藤 蔵
あ い 愛	小 林 宏	大 境
り 梨 央	山 田 裕 巳	砂 場
だ い 大 輝	真 仲 良 晶	浄 玄

おくやみ

氏 名	年 齢	地 区
岡 部 武 男	64	愛 宕 町
佐久間 春 行	18	田 川
杉 田 初 江	70	宮 渕
高 橋 香 恵 子	46	荒 地
中 内 す ゞ	90	早 井
大 野 フ サ	80	幸 谷
川 瀬 の ふ	89	外 丸 田

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成14年8月1日現在
人 口 11,720人 (-12)
男 5,793人 (-10)
女 5,927人 (-2)
世帯数 3,343戸 (+2)

町内の交通事故

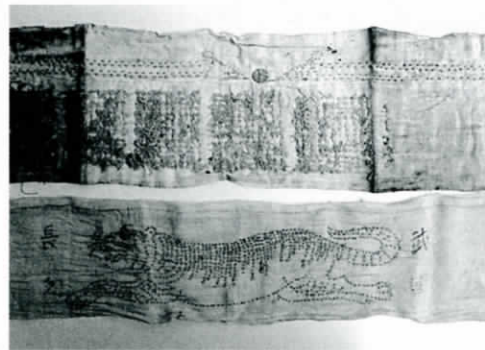
7月発生状況 (前月比)(累計)

発生件数	32件 (+12) (122)
死 者 数	1人 (±0) (3)
負傷者数	7人 (+4) (37)

竜ヶ崎警察署調べ

広 報

かわち



せん
人
針

【寄贈者】

林 尚氏 (写真上)
光子氏 (写真下)
内田 常吉氏 (写真下)

一片の布(木綿の腹巻)に千人の女の人が、赤糸で一針ずつ縫って千個の縫玉を作り、出征将兵の武運長久・安泰(弾丸除け)を祈願して贈ったものです。
日清・日露戦争の頃始まり、初めは「虎は千里走って千里をもどる」の言い伝えから寅年生まれの女の千人の手によってつくられたということです。

河内町民俗資料館見学

No. 27



統計で働く姿を見つめよう

平成14年 10月1日 現在で

就業構造基本調査を実施します

調査の対象となった世帯には、統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

■問合せ先

企画財政課 統計係 ☎84-2111 (内線211、212)

■編集 河内町秘書広聴課 平成14年8月15日 発行

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページ <http://www.net-ibaraki.ne.jp/kawachi/>

Eメール kawachi@po.net-ibaraki.ne.jp